

3 C社

(時間内通院)

第 条 妊娠中及び出産後1年以内の女性が母子保健法による健康診査等のために勤務時間内に通院する必要がある場合は、請求により次の時間内通院を認める。

(1) 請求できる期間及び回数

- イ 妊娠23週まで 4週間に1回
- ロ 妊娠24週から第35週まで 2週間に1回
- ハ 妊娠36週以降 1週間に1回

ただし、医師等の指示がある場合は、その指示による回数を認める。

(2) 前項の通院時間については { $\begin{matrix} \text{有給} \\ \% \text{有給} \\ \text{無給} \end{matrix} \}$ とする。

(通勤緩和)

第 条 妊娠中の女性に対し、会社は出社、退社時各々30分の遅出、早退を認める

ただし、この遅出、早退を出社時あるいは退社時のいずれか一方にまとめて計60分として取得する場合は、あらかじめ届け出るものとする。

さらに、医師等による具体的な指示がある場合は、あらかじめ届け出ることにより、その指示事項が守れる限度において遅出、早退を認める。

2 前項の措置中の賃金の取扱いは { $\begin{matrix} \text{有給} \\ \% \text{有給} \\ \text{無給} \end{matrix} \}$ とする。

(勤務中の休憩)

第 条 妊娠中の女性が業務を長時間継続することが身体に負担になる場合、請求により所定の休憩以外に適宜休憩を取ることを認める。

(症状等に対応する措置)

第 条 妊娠中及び出産後1年以内の女性が、医師等から、勤務状態が健康状態に支障を及ぼすとの指導を受けた場合は、「母性健康管理指導事項連絡カード」の症状等に対応する次のことを認める。

- (1) 業務負担の軽減
- (2) 負担の少ない業務への転換
- (3) 勤務時間の短縮
- (4) 休業

2 前項の措置のうち、勤務時間の短縮及び休業の措置中の賃金の取扱いは { $\begin{matrix} \text{有給} \\ \% \text{有給} \\ \text{無給} \end{matrix} \}$ とする。

ただし、前項の妊娠中及び産後の症状に対応する措置として、 日以上の特別休暇を取る場合は、 日目以降の賃金は、疾病休暇と同じ扱いとする。